

平成15年度事業活動計画

日本商工会議所

わが国経済は、長期化するデフレにより企業収益が一段と悪化する中、企業倒産件数や失業率が高水準で推移し、個人消費も低迷するなど、将来に向けて明るい展望が開けない状況が続いている。また、不良債権処理の加速化に伴い金融機関の貸し出し姿勢は一段と厳しさを増している。加えて、経済のグローバル化の進展に伴い国際競争が激化する中で、中国をはじめとする東アジア諸国等の追い上げにより、地域産業、とりわけ中小製造業の空洞化問題が深刻化し、地域・中小企業をとりまく環境は極めて厳しいものとなっている。

一方、混迷を極める経済状況の下、わが国は現在、経済構造改革、税制・財政構造改革、金融システム改革、地方分権、社会保障・医療制度改革、少子高齢社会への対応、教育改革、街づくりの推進、環境・エネルギー問題など経済活動や社会生活などあらゆる分野において大きな変革を迫られている。日本経済を再生し、再び持続的な成長軌道に乗せるためには、構造改革は避けて通れない課題である。しかしながら、構造改革のみを優先すれば、デフレの深刻化により景気はさらに落ち込み、わが国産業の活力源として懸命に経営努力を続ける存続可能な中小企業まで倒産・廃業の危機に追い込み、わが国経済のダイナミズムを喪失させかねない。このため、財政、税制、金融のあらゆる政策手段を総動員してデフレスパイラルの入り口に立つ経済の現状を打破し、景気回復を図ることが喫緊の課題となっている。

以上のような認識に立ち、平成15年度においては、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換のもと、政策提言機能をより一層強化するとともに、会員である商工業者の意見・要望や多様化する会員ニーズに応えるべく、「『健康な日本』の創造」の実現に向けて次の5点を重点課題として、全国の商工会議所と一体となって取り組むこととする。

1. 日本経済の再生と活力増進に向けた政策提言活動の強化

地域経済社会の代弁者として、全国商工会議所会員のパワーを結集し、デフレ不況対策や税制改革等の政策課題について迅速・的確な政策提言活動を展開するとともに、中小企業や地域の声を国や地方自治体の政策に反映するべく、全国の商工会議所を挙げて要望実現に向けて行動する。

2. 中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、創業・経営革新等の支援

日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の活性化を促進するため、商工会議所の中小企業対策事業を強化し、中小企業再生、金融セーフティネットの活用と資金調達の円滑化、創業・経営革新等をきめ細かく、かつ強力に支援する。

3. 地域再生に向けた経済グローバル化への対応と地域産業空洞化問題の克服

グローバル化の進展に伴い深刻化する地域産業、とりわけ中小製造業の空洞化問題を克服するため、「地域・中小企業の総合的なコーディネーター」として、地域・中小企業

のものづくり振興、中国をはじめとする東アジア経済圏における分業や連携への取り組みを支援する。あわせて街づくりの推進、観光の振興等の諸活動に全国商工会議所の総力を挙げて取り組む。

4. 地域経済社会を支える商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

地方分権の進展に対応し、効率的で活力ある地域経済社会を実現するため、同一経済圏の商工会議所および他の経済団体との広域連携・合併に取り組むなど、地域総合経済団体にふさわしい商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化を図る。

5. 新しい時代に対応した商工会議所事業の展開

電子政府・電子自治体等の進展をはじめ、高止まりする失業率や雇用のミスマッチなど会員中小企業を取り巻く新たな環境変化に対応し、会員のニーズに応える新規事業に取り組む。

記

. 全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言活動の展開

1. 「健康な日本」の創造に向けて、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行う。
 - (1) 会頭・副会頭会議、常議員会、議員総会での活発な討議
 - (2) 各ブロックにおける日本商工会議所会頭との懇談会の開催
 - (3) 日本商工会議所夏季政策懇談会の開催
 - (4) 中小都市等商工会議所会頭と日本商工会議所正副会頭との懇談会の開催
 - (5) 「日商ニュースファイル」(電子メールの直接送信による全国商工会議所会頭・副会頭・常議員等への情報提供サービス)の積極的な活用
2. 日本経済の再生を図るため、委員会・小委員会等において、デフレ克服、早期景気対策を最重要課題としてタイムリーな意見集約を図り、提言・要望活動を行う。
3. わが国の経済活力を維持するための中長期的な社会・経済運営のグランドデザインについて調査・研究し、政策提言を行う。
 - (1) 経済活性化のための抜本的な税体系の見直し、国・地方を通じた税体系の再構築、財政構造のあり方等について調査・研究し、商工会議所としてのビジョンを取りまとめ、提言・要望活動を行う。
 - (2) 少子高齢化問題や年金・医療・介護等の社会保障に係る諸問題について調査・研究を行うとともに、「社会保障問題小委員会」において、現在、国において審議されている社会保

障制度改革の方向について検討し、提言・要望を行う。特に少子高齢化の進展に対応した経済活力を維持するための給付と負担のあり方など中長期的な社会保障制度のグランドデザインについて調査研究を行い、提言・要望活動を行う。

- (3) 規制改革、地方分権、特殊法人改革等の行政改革に関する問題について、政府の動向把握に努め、意見・要望活動を行うとともに、官から民への事務・事業の移譲のあり方とその受け皿づくりについての研究を行う。

特に市町村合併については、合併特例法期限（平成17年3月）に向けて、合併機運の醸成や住民合意の形成など地域の実情に応じた市町村合併に向けた自主的な取り組みを推進するとともに、「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」の活動に積極的に参画することなどにより、民間の側から市町村合併を推進する。

4. 労働法制の改正等への中小企業の円滑な対応を支援するため、引き続き、解雇のルール化、有期労働契約期間の延長、派遣労働の規制緩和などに関する審議会の動向に注視し、法制度等の周知・啓発を図る。
5. 現行の外国人研修・技能実習制度の改善点や少子高齢化、グローバル化時代における外国人労働力受入れのあり方を検討する。
6. 雇用の流動化や高止まりする失業率に対応し、地域における雇用のミスマッチの解消、人材移動の円滑化、適正な人材活用を図るため、商工会議所における雇用対策事業の具体化を検討する。
7. 平成17年度を目途として検討が開始された株式・有限会社制度の見直しを含む抜本的な商法の改正をはじめ倒産法制の改正等について、法制審議会の動向を注視しつつ検討し、企業経営の実態に即した方向で改正が図られるよう提言・要望を行う。
8. 検討の進む中小企業向けの会計基準について、調査・研究を行うとともに、適切な基準が設定されるよう関係方面へ協力・要望を行う。
9. 地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題などの環境問題およびエネルギー問題に関する動向等について、広く周知を図るとともに、環境税や諸規制導入の論議など政府の対応を注視しつつ調査・研究を行い、提言・要望を行う。
10. 少子高齢化問題、エイズ等の健康問題、体育・スポーツ振興、ボランティア活動など国民の生活・福祉・健康に関する諸問題について調査・研究、情報収集・提供などを行う。
11. 平成14年度の提言「教育のあり方について」に基づき、「教育問題小委員会」を中心として、教育基本法の抜本的改正の実現を図るとともに、商工会議所や企業をはじめとする地域

における教育支援活動の拡充と具体的推進方策等について調査・研究し、提言・要望活動を行う。

12. 全国商工会議所の総力を結集して、提言・要望の実現に努めるとともに、要望等の実現状況や成果を地域社会に広く周知する。

また、事業活動の内容や成果について幅広くPRするとともに、商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、マスコミに対するパブリシティ活動のほか、日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を日商ホームページ上の「ニュースライン」に掲載するなどインターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

13. L O B O(早期景気観測) 調査の調査対象地域や数の拡大など調査内容の充実を図りつつ、景気動向の一層の迅速かつ的確な把握に努め、提言・要望活動に活用する。

・中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、成長・発展支援

1. 中小企業の活力増進を図るため、事業承継税制をはじめ中小企業関連税制のより一層の拡充・是正を目指す。

2. 中小企業の再生と自助努力を支援するため、人材確保、金融対策、技術革新、創業・経営革新などの政府諸施策の普及推進を図るとともに、次の活動を積極的に展開する。

(1) 経営環境の悪化しつつある中小企業の再生支援のため、国が設立する「中小企業再生支援協議会」の各地域における活動を通じて、きめ細かな中小企業の再生の取組みを支援する。

(2) 中小企業の専門人材ニーズに対応するため、「企業等OB人材マッチング事業」を創設・推進する。

日本商工会議所に全国協議会を設置し、技術や経営の知識を持つ大企業等OB人材のデータベースを構築するとともに、OB人材活用ニーズや人材マッチング組織の活動状況などの調査を行う。また、「企業等OB人材マッチング推進フォーラム(仮称)」の開催や全国協議会ホームページ等を通じた普及・啓発活動を展開する。

県庁所在地商工会議所または都道府県内1ヵ所の幹事商工会議所(全国15~20ヵ所) に設置される地域協議会と連携し、各地商工会議所等が行うマッチング・モデル事業を支援する。

(3) 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、セーフティネット保証やセーフティネット貸

付、売掛債権担保融資保証制度、新創業融資、特定社債保証制度などの普及推進を図るとともに、貸出債権の証券化、DIPファイナンスなどの事業再生融資等、多様な資金調達手段について調査・研究および情報提供を行う。

- (4) 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度の普及推進および事故防止を図るため、研修会を開催するとともに、調査・研究および情報提供を行う。
- (5) 技術開発力を有する中小企業を活性化し、独自性のある事業活動の促進に資するため、SBI R（中小企業技術革新制度）制度の周知の場を設けるほか、制度の利用手続き、申請スケジュール等を日商ホームページ上に整備、掲載することなどにより、SBI R制度の普及・啓発に努める。
- (6) 平成14年度において「中小企業政策小委員会」で研究・議論した産学官連携事業について、商工会議所が地域の中小企業と大学などの研究機関をコーディネートする機能を高めるための研修会を開催し、必要なノウハウ・情報の提供に努める。また、各地商工会議所が行う産学官連携事業を支援するため、TLO(Technology Licensing Organization) 協議会へ参画し、TLOの動向等に関する情報提供等を行う。
- (7) 経営相談体制の高度化を図るとともに即時性を高めるため、経営相談事業関連データベース等を活用した以下の事業を推進する。

経営改善普及事業においてPOM（経営相談時点情報管理）システムの一層の活用・普及や外部情報データベースの有効活用を図る。

日商ホームページに開設したモニタリングシステムを通じて、不正取引に関する事例を情報収集・提供し、各地商工会議所等における中小企業取引に関する苦情・相談等の解決に活用する。

倒産防止特別相談室関連情報データベースシステム/ Web版の提供により倒産防止特別相談事業の効果的な推進を図るとともに、経営安定に資する情報の収集・提供を行う。

- (8) 創業、経営革新を支援するため、創業予定者を対象に創業塾（短期集中研修）を開催するとともに、各地商工会議所で実施する創業・経営革新講座の開催を支援する。また、地域中小企業支援センターと連携を図りながら、各地商工会議所が創業予定者や経営革新を図る中小企業に対しきめ細かな相談・支援等を行えるよう環境整備を図る。

- 3. 不良債権処理の促進が中小企業に与える影響とその対応策等について調査・研究を行う。また、産業再生機構の創設や整理回収機構の機能拡充など、企業・産業の再生に関する新たなスキーム等について調査・研究するとともに、これらの施策が中小企業にとって、真に有

効なものとなるよう提言・要望活動を行う。

- 4．各地の中堅・中小企業が保有する知的財産（特許、実用新案、商標等）や知的財産に関して直面する問題等の実態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、制度の見直しや知的財産の有効な活用の方策などについて検討を行う。
- 5．ADR（裁判外紛争処理制度）に関する周知・普及に努めるため、ADRに関する資料の配布等、情報提供を行う。また、事業者から出されるニーズへの各地商工会議所の具体的な対応方法等について検討を行い、平成13年度に作成した標準対応マニュアルに追補して周知・啓発を図る。
- 6．PL保険への加入促進を図るため、同保険制度の見直しについて引き続き検討するとともに、周知・PRに努める。
- 7 循環型社会の形成促進を図るため、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について、（財）日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を引き続き円滑に実施し、特定事業者と同協会との契約締結促進を図る。
- 8．免税点の引き下げ、簡易課税制度基準の引き下げ、価格表示方式の変更など、平成16年度からの施行が予定される消費税法改正について中小企業等が円滑に対応できるよう周知するため、対応テキストを作成するとともに講習会を実施する。

・地域産業空洞化問題の克服と総合的な街づくりの推進

- 1．「地域産業空洞化問題特別委員会報告書」に基づくアクションプログラムの着実な推進を図り、産学官連携の強化、企業間連携の推進、対日直接投資の拡大等に、全国商工会議所の総力を挙げて取り組む。
- 2．各地における街づくり・地域振興の推進を支援するため、次の事業を展開する。
 - (1) 「地域活性化委員会」の下に「地域活性化小委員会」を設置し、より効果的な街づくり推進策、地域振興策などについて検討し、提言・要望活動等を行う。
 - (2) 商工会議所会員や役職員および地方自治体職員等を対象に、中心市街地活性化等の街づくり、ものづくりなどをテーマとした「地域振興セミナー」を開催する。
 - (3) 「TMO協議会（タウンマネージメント推進協議会）」、「まちづくり条例研究センター」の運営を通じ、各地のTMO活動や計画的な土地利用・条例制定の動きを促進する。

3. 新たな成長産業分野として各地における観光産業の振興を図るため、「観光委員会」の下に「観光小委員会」を設置し、訪日観光客の受け入れ体制の整備、産業観光や広域観光の振興、および会議誘致等の観光振興策等を検討し、提言・要望活動を行う。
4. 「電源立地推進調整等事業」を継続的に実施するとともに、電源立地地域と電力消費地の相互理解を深めるため、電源立地地域の地域情報を引き続き日商ホームページで広く電力消費地等に提供する。
5. 各地域の街づくりやものづくりへの取り組みを支援するため、日商ホームページの「街づくり情報ナビゲーター」、「ものづくり情報ナビゲーター」、「観光振興ナビゲーター」、メールマガジン「街づくりニュース」の一層の量的・質的充実を図る。また、各地商工会議所役員を対象に、街づくり、ものづくり、観光振興のほか、PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等）地場産業等をテーマとした研修会・視察会等を開催する。

・経済のグローバル化に対応した国際活動の積極的な展開

1. 日本商工会議所会頭を団長とする経済ミッションを中国（北京、上海等）に派遣し、政府要人等との懇談を通じ、経済交流の促進に努める。
2. 在外日本人商工会議所、特に東アジア地域の日本人商工会議所との連携を強化し、日本企業の進出国における事業環境改善および相互交流の促進を図る。
3. 二国間・多国間経済委員会等において、魅力ある事業実施と効率的な運営に努めるとともに、経済のグローバル化に伴い政府間において検討の進むFTA（自由貿易協定）の締結促進や貿易投資促進協定への対応や新たな協力関係の強化策について検討を行う。特に対外通商外交の焦点となっている経済連携構想に関して、提言・要望活動を行う。
4. 中国への進出企業に対する支援強化を図るため、「中国ビジネス研究会（仮称）」を創設し、会員相互の情報・意見交換、視察ミッションの派遣・受入れ、セミナー等の開催を行う。
5. APEC（アジア太平洋経済協力会議）ビジネス諮問委員会（ABAC）の活動を通じ、アジア・太平洋地域に進出している日系企業の事業環境を整備する。このため、ASEAN地域等の在外日本人商工会議所ならびに米国など関係各国の商工会議所との連携を強化する。また、5月に開催されるABAC東京会議の開催を支援する。
6. 「国際貿易政策研究会」において、WTO（世界貿易機関）、APEC、FTA/RTA（地域貿易協定、日本・ASEAN、日本・韓国など）の通商政策に関わる調査・研究を行う。

7. 原産地証明書発行の合理化を図るため、その電子化についての調査・研究を行う。

・ I T時代に対応した商工会議所事業の展開

1. 電子政府・電子自治体の構築に合わせ、4月から本格的に運用を開始する「ビジネス認証サービス」において、電子入札・調達、行政手続き、電子商取引のそれぞれの場面に対応する電子証明書を発行し、普及を図る。また、各地商工会議所を登録局、取次所として電子証明書のデファクトスタンダードを目指す。同時に、各地において電子政府・電子認証事業の啓発・普及を図るための教育・研修講座を開催するとともに講師の派遣を行う。
2. T O A S (トータルO Aシステム) W e b版のリリースに伴い、より多くの商工会議所が導入しやすいものとするため、システムの改良・サポート体制の強化を図る。また、教育研修の充実、ユーザズマニュアルの提供等により、各地商工会議所における円滑な導入を支援する。
3. オンラインマーク制度のより一層の普及を図るため、同制度の周知・広報活動を行う。また、アジア諸国(韓国、シンガポール、台湾)との連携を図り、通信販売事業者の国際取引環境整備の可能性を検討する。
4. 各地商工会議所が開催するI T関連セミナーに対するテーマと講師の斡旋をはじめ、E C入門パソコン教室の開催を支援するほか、商工会議所職員に対するI T研修会等を実施する。
5. 流通分野のI T化・物流効率化などを促進するため、各地商工会議所と協力してJ A Nメーカーコードの登録受付業務を実施するとともに、P O S (販売時点情報管理)システムの一層の普及を図る。
6. I T時代に対応し、インターネットを活用した検定試験を推進する。
 - (1) 受験者の利便性向上や施行商工会議所の事務負担軽減を図るため、新設・既存の検定試験について、受験申込から試験実施、採点・合否判定までインターネットを活用して行う「検定試験のネット化」に向けた実施体制を構築する。
 - (2) 平成14年度創設の「ビジネスキーボード認定試験」の普及を推進するとともに、既存の「キータッチ2000テスト」と併せて試験のネット化を図る。
 - (3) ビジネス現場における円滑なコミュニケーションに資するため、電子メールの基本的な知識の習得および適切かつ効果的な活用を目的とする「電子メール活用能力検定試験(仮

称)」を創設する。

- (4) 海外企業や国内の外資系企業等とのビジネスにおいて、英文の電子メールなどによる商取引が一般化しているため、IT時代に対応した国際ビジネスのコミュニケーション手段としての英語を活用できる人材の育成を目的とする「日商ビジネス英語検定試験(仮称)」を創設する。

・全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援

1. 商工会議所等の合併の円滑化等を図るため、経済産業省との間で設置している「商工会議所法問題勉強会」において法律改正問題等について調査・研究を行い、法律改正等の早期実現を図る。また、商工会議所等合併手続きQ&Aの作成等による情報提供や事例紹介を行い、合併への取り組みを積極的に支援する。
 2. 各地商工会議所の運営・事業活動を支援するため、商工会議所イントラネット内の各地商工会議所事業・運営等の先進事例コーナーの充実、各地商工会議所からの各種相談・要望への的確かつ速やかな対応を図る。また、各地商工会議所が実施した周年記念事業・議員総会・会員大会・青年部行事・女性会行事等(小規模な研修会等は除く)に招いた講師(過去2年間程度)を「商工会議所講師リスト」として取りまとめ、全国の商工会議所が講師選定の際に活用出来るデータベースを整備する。
 3. 各地商工会議所の運営や事業活動の実施の円滑化に資するため、「運営小委員会」において、運営面・事業面・法制面の諸課題等について引き続き多面的に検討し、具体化に努める。
 4. 商工会議所職員や教育機関の指導者等に対し、諸会議や商工会議所イントラネット等のあらゆる機会を活用して各種検定試験の厳正公正な施行の周知徹底に引き続き努めるとともに、受験者数の拡大を図る。また、時代のニーズに対応した各種検定試験の研究・開発、制度改善等を行い、商工会議所検定のより一層の普及と社会的評価の向上に努める。
- (1) 受験者数の拡大を図るため、年々利用件数が増加している商工会議所検定ホームページ(<http://www.kentei.ne.jp>)や検定情報ダイヤルについて、コンテンツのより一層の充実を図るなど、受験者に対する情報提供やPRに努める。また、商工会議所検定が集中する直前の4月と9月に実施している「PR月間」において、各地商工会議所の協力を得ながら、特に企業および教育機関に対するPRを強化する。
- (2) 日商マスターはじめ教育機関等の指導者を対象に、商工会議所検定の趣旨や指導法、厳正公正な施行等について講習会を開催し、検定試験の普及と受験者数の拡大を図る。

- (3) 次代を担う子供たちの基礎能力の育成のみならず、社会人として必要な職業能力の1つとしての計算能力や計数感覚を向上させるため、暗算や筆算で計算する能力を判定する「計算能力検定試験(仮称)」を創設する。
 - (4) 珠算の学習が人間に与える影響や珠算学習者と非学習者との比較等に関する調査・研究等を通じて数学文化の向上を図ることを目的として設立された日本数学協会の運営を支援する。
 - (5) 検定試験のIT化や新たな検定試験の共同開発、各種検定資格の相互認証など、検定事業に関する海外諸国との国際的な連携について研究する。
5. 各地商工会議所の財政基盤の強化に資するため、会員サービス事業について、既存事業の普及促進・改善に努めるとともに、新規事業の開発を検討する。
6. 「介護・福祉サービスに関するワーキンググループ」において、介護・福祉分野における商工会議所事業や元気な高齢者が自立的な生活を営むための支援事業等に関する各地商工会議所の取り組み事例について情報収集・提供等を行う。
7. 各地商工会議所青年部・女性会等の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所青年部連合会および全国商工会議所女性会連合会の事業および組織のより一層の強化を図る。その一環として、全国商工会議所青年部連合会の役員経験者である各地商工会議所の役員・議員等の連携を強化することにより各地商工会議所青年部の地域横断的な交流促進を図る。
8. 商工会議所活動をPRし、商工会議所の存在意義を広く周知するため、次の活動を展開する。
- (1) 商工会議所のブランド(価値)の再認識と発掘を行うため、「広報特別委員会」において「商工会議所のブランド戦略」をテーマに、ステークホルダー(利害関係者)の理解と支持を得るための広報活動のあり方等について検討を行い、報告書を取りまとめる。
 - (2) 「石垣」と「会議所ニュース」について内容の一層の充実を図るとともに、購読者の拡大を図る。また、各地商工会議所のみを対象に提供している「所報サービス」について、一般向けに提供するためのシステムを検討する。
 - (3) 商工会議所活動のPRや商工会議所に対する認識を深めるための会報づくりに資するため、「所報サービス」のほか各地商工会議所職員を対象とした会報づくり研修会をテーマ別に開催し、商工会議所の広報活動の支援強化を図る。
9. 各地商工会議所の人材育成を支援するため、「人事考課モデル規程」の普及・啓発を図ると

ともに、各地商工会議所で採用・実施している人事考課規程等を中心に「各地商工会議所人事考課制度事例集」を作成し、各地商工会議所の参考に供する。

10 .日本商工会議所と各地商工会議所の職員交流研修を行うとともに、「商工会議所福利研修センター（キャリアック）」の積極的な活用を通じて研修の充実に努め、人材の育成を図る。

特に、商工会議所職員の政策対応力強化に資するため、「商工会議所政策・調査担当職員研修会」を開催し、商工会議所が当面する国や地方の政策関連諸課題、各種調査に係る情報収集とその分析方法、意見・要望書やビジョンの取りまとめ方等に関する研修を行う。

11 . 各地商工会議所に対する情報提供サービス機能を強化するため、日本商工会議所事務局内の情報インフラの高度化を図る。また、会員総会等諸会議の案内、出欠・委任状等の提出について、日本商工会議所が行うビジネス認証サービスの開始など、電子認証制度の普及状況を踏まえて、商工会議所イントラネット、電子メール等の利用をさらに促進する。このほか、事務局の電子起案・決裁システムを整備・構築し、日本商工会議所が各地商工会議所のモデルオフィスとしての機能を果たすことにより、商工会議所の一層の情報化を推進する。

以 上